



## インボイスにまつわる

### 法令違反が多発

#### 神奈川県に違反防止の申し入れ

#### 立場の弱い下請けにしわ寄せ

インボイス制度は事業者にとって、何のメリットもありません。新たな負担増でしかありません。そのうえ、重層下請け構造の建設業界においては、元請けに消費税の負担をめぐる分断が持ち込まれています。

ほとんどの取引で下請けの立場となる免税事業者は、「元請に「請求額から10%値引きされた」、インボイス登録をして消費税課税事業者になっても「請求額を据え置かれた」など、取引における弱い立場であるが故に、消費税負担を一方的に被るケースが多々起きています。元請けと下請けは対等平等という建て前になっていきますが、現実の違いは違います。

#### 下請法、建設業法的作用

こうした立場の弱い下請け事業者を守る法律として、下請法公正取引委員会から下請法違反の勧告を受け、ニュースになりました。

建設業の場合に、この下請法と同様の役割を果たしている法律が「建設業法」です。建設業法では、先ほどの例示にあるようなケースの場合に、「不当に低い請負代金の禁止（建設業法19条の3）」にあたる可能性を疑い、違法と見なされれば、罰則や監督処分を適用します。

建設業法違反に対し、罰則や監督処分を行う行政機関は、国土交通省であり都道府県庁となります。

この度、組合員などから、数々の建設業法違反が疑われる事例の報告を受け、各方面において、その実態の告発や対応を図る中で、建設組合として、神奈川県建設業課にも働きかけました。

#### 県に違法事例の周知を要請

県の建設業課には、組合員から寄せられた現場の実情を説明しつつ、インボイス制度に起因する下請に対する一方的な値引きや取引停止等の措置が、建設業法違反に当たる旨の周知を、監督行政庁の立場から積極的に行うよう申し入れを行いました。

私たちは、その方法として、県が建設業許可の認可を行った全事業者に対し、インボイスに関連する建設業法違反となる事例等を明示した文書を発出し、その周知を図るよう要請しました。

残念ながらそれは、実務負担等の理由から叶いませんでしたが、後日の回答で、県のホームページにて周知を図る方向であ

る旨の連絡を受け取り、一定の成果に繋げることが出来ました。

#### 諸悪の根源はインボイス制度

県にインボイス問題を深く認識させ、対応を図る必要性を呼び起こせたことは、運動のステップとして重要で意義があると思います。しかしその一方で、そうした違反行為が起きてしまうのは、インボイス制度という事業者にとって負担増でしかない理不尽な制度が始まったからです。諸悪の根源はインボイス制度なのです。

私たちは中小事業者に寄り添う活動を続けながらも、インボイス制度の廃止、消費税率の引下げを勝ち取らねばならないと、決意を新たにしています。

神奈川県建設労働組合連合会

書記次長 天野 武

▽訂正Ⅱ前号の「自転車用ヘルメットの購入補助2千円が実現」の記事中、2段3行目の「駅にある駐輪場に」を「駅にある駐輪場の一部では」に訂正します。